

別表（第13条関係）

対 象	助成金の額	限 度 額	備 考
分筆登記費	分筆登記等に要した費用に90%を乗じた額	40万円	
	隅切り部分は100%	1か所当たり10万円	
支障物件撤去費	塀・擁壁・樹木等の撤去に要した額	100万円（隅切りを含む。）	隅切り部分は、新設含む
隅切り用地		有償譲渡（実勢価格相当）	

備考

- 1 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 分筆登記費が市の算定した金額を超えたときは、市の算定した金額とする。
- 3 塀・擁壁・樹木等の単価については、別紙道路後退用地内支障物件等内訳書に定める。